

有害使用済機器の保管等に係る届出等  
事業者手引き

令和5年4月

香川県環境森林部循環型社会推進課

## 目次

0. 概要 .....	1
1. 事業開始の届出 .....	1
2. 変更の届出 .....	3
3. 廃止の届出 .....	4
4. 複数の事業場について届出する場合 .....	4
5. 届出書を提出する前に .....	4
6. その他 .....	4
7. 届出に関する相談窓口・届出先 .....	5

## 0. 概要

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）が平成29年6月に改正され、平成30年4月1日から施行されましたが、この法改正により、新しく有害使用済機器の保管又は処分（再生を含む。）（以下「保管等」という。）に関する届出制度が設けられました（法第17条の2）。

この手引きは、香川県に法第17条の2の規定に基づく有害使用済機器の保管等の届出をする際の手続きについて定めたものです。

## 1. 事業開始の届出

有害使用済機器の保管等を業として行おうとする者（以下「事業者」という。）は、あらかじめその旨を、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事に届出なければなりません（法第17条の2前段）。

なお、高松市において業を行う場合は、高松市に届出することとなっていますので、手続きについては高松市にお問合せください。

### （1）届出書

事業者は、下記事項を記載した届出書（別紙1）を、事業開始の10日前までに、保管等に係る事業場の所在地を所管する各保健福祉事務所又は小豆総合事務所（以下「出先機関」という。）に2部（正本・副本）提出してください（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「施行規則」という。）第13条の3）。

**※提出先は5ページ参照**

#### <記載事項>

- ① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ② 事業の範囲
- ③ 事務所及び事業場の所在地並びに事業場の敷地面積
- ④ 保管の場所の所在地及び面積並びに保管する有害使用済機器の品目、保管量及び保管の高さ
- ⑤ 施行規則第13条の6の規定による高さのうち最高のもの
- ⑥ 処分又は再生を行う場合にあっては、当該処分又は再生に係る事業場の所在地及び処分又は再生を行う有害使用済機器の品目

- ⑦ 事業の用に供する施設を設置する場合にあっては、当該施設の種類、数量、設置場所、設置年月日及び処理能力
- ⑧ 届出をしようとする者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者又は成年被後見人若しくは被保佐人である場合には、その法定代理人の氏名及び住所

## (2) 添付書類

(1) の届出には、次に掲げる書類及び図面を添付してください（施行規則第13条の3第2項）。

- ① 事業計画の概要を記載した書類
- ② 事業場の平面図及び付近の見取図
- ③ 事業の用に供する施設を設置する場合にあっては、当該施設の処理方式、構造及び設備の概要、構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図
- ④ 届出をしようとする者が第2号に掲げる事業場及び前号に掲げる施設の所有権を有すること（所有権を有しない場合には、当該場所及び施設を使用する権原を有すること）を証する書類
- ⑤ 有害使用済機器の処分又は再生を業として行う場合、当該処分又は再生に伴って生じた廃棄物の処理方法又は再生品の利用方法を記載した書類
- ⑥ 届出をしようとする者が個人である場合、住民票の写し
- ⑦ 届出をしようとする者が法人である場合、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- ⑧ 届出をしようとする者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者又は成年被後見人若しくは被保佐人である場合、その法定代理人の住民票の写し

☆平成30年4月1日以前に既に保管等の事業を行っている場合は、  
平成30年10月1日までに届出してください。

※届出書及び添付書類については、上記(1)(2)と同様です。

## 2. 変更の届出

事業者は、届出事項に変更が生じた場合、変更の届出をしなければなりません（法第17条の2後段）。

### （1）変更届出書

事業者は、下記事項を記載した変更届出書（別紙2）を、当該変更をする10日前までに、保管等に係る事業場の所在地を所管する出先機関に2部（正本・副本）提出してください（施行規則第13条の4）。

#### <記載事項>

- ① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ② 1. の規定による届出を行った年月日
- ③ 変更の内容
- ④ 変更の理由
- ⑤ 変更予定年月日

〔 ☆なお、住民票及び登記事項証明書の添付が必要な変更については、これらの書類の変更後速やかに届出してください。 〕

### （2）添付書類

1.（1）記載事項②～⑦の変更の届出については、1.（2）の①～⑤に掲げる書類及び図面を添付してください（施行規則第13条の4第2項）。

### 3. 廃止の届出

事業者は、事業の全部又は一部を廃止した場合、廃止の届出をしなければなりません（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第16条の4）。

#### （1）廃止届出書

事業者は、廃止届出書（別紙3）に必要事項を記載し、当該廃止の日から10日以内に、保管等に係る事業場の所在地を所管する出先機関に2部（正本・副本）提出してください（施行規則13条の11）。

#### （2）添付書類

廃止届出については、法的には特に提出すべきものを定められていませんが、廃止の状況を確認できる書類等を添付していただく場合があります。

例：保管等施設撤去後の現場写真等

### 4. 複数の事業場について届出する場合

複数の事業場を有する事業者は、届出書に保管等事業を行う全ての事業場について記載し（様式に書ききれない場合は別途一覧表を作成し添付してください）、主たる事業場の所在地を所管する出先機関に届出してください。

### 5. 届出書を提出する前に

必要事項がもれなく記載されているか、事前に届出書の内容を十分に確認してください。届出書に形式的な不備があれば、受理されない場合があります。

### 6. その他

保管等の状況が、届出内容と一致しているか、保管・処分基準に適合しているかを確認するため、職員が必要に応じて立入検査を行う場合があります。

## 7. 届出に関する相談窓口・届出先

### ○香川県東讃保健福祉事務所 環境管理室

(所管区域：さぬき市、東かがわ市、三木町、直島町)

〒769-2401 さぬき市津田町津田 930 番地 2 (TEL 0879-29-8273～5)

### ○香川県中讃保健福祉事務所 環境管理室

(所管区域：丸亀市、坂出市、善通寺市、宇多津町、綾川町、琴平町、  
多度津町、まんのう町)

〒763-0082 丸亀市土器町東 8 丁目 526 (TEL 0877-24-9966)

### ○香川県西讃保健福祉事務所 環境管理室

(所管区域：観音寺市、三豊市)

〒768-0067 観音寺市坂本町 7-3-18 (TEL 0875-25-6431)

### ○香川県小豆総合事務所 環境森林課

(所管区域：土庄町、小豆島町)

〒761-4121 小豆郡土庄町湊崎甲 2079-5 (TEL 0879-62-2731)

### ○香川県環境森林部 循環型社会推進課

〒760-8570 高松市番町四丁目 1-10 (TEL 087-832-3223)

※高松市の窓口は、高松市環境局 環境指導課です。

〒760-0080 高松市木太町 2282-1 (TEL 087-839-2380)

届出様式のダウンロードは下記 HP まで

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/haitai/haikibutsu/yugai.html>